

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を公告する。

平成18年3月29日

京都市職員共済組合
理事長 松井 珍男子

京都市職員共済組合規程第2号

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程
京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。
第6条第7号中「前6号」を「前7号」改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「前5号」を「前6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 次に掲げる共済年金の支払及び統計に係る処理を行うとき。

- ア 共済年金の支払に係る計算処理
- イ 共済年金の支払に係る帳票及び磁気テープ等の作成
- ウ 組合員給料に係るデータ管理
- エ 組合員給料に係る帳票の作成
- オ 共済年金の統計に係る帳票及び磁気テープ等の作成

第16条の2中「第3号及び第4号」を「3の項、4の項及び6の項」に改める。

別表中	地方公務員共済組合連合会 市 町 村	を	地方公務員共済組合連合会 市 町 村
	財団法人地方自治情報センター		株式会社みずほトラストシステムズ
	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁		地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁 株式会社みずほトラストシステムズ

に改め、同表5の項の次に次の1項を加える。

6	共済年金支払業務及び統計 業務	地方公務員共済組合連合会 総務省 株式会社みずほトラストシステムズ
---	--------------------	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(総務局人事部厚生課)